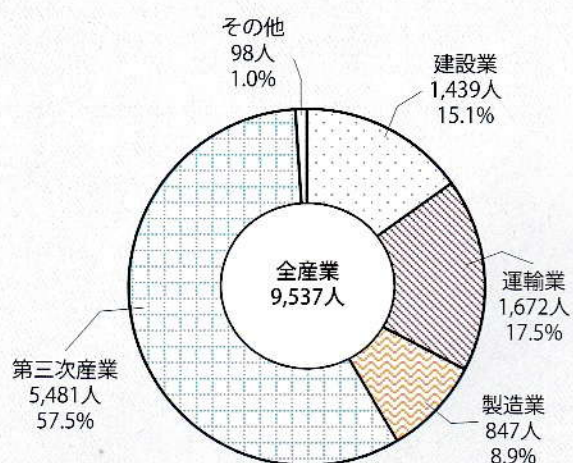


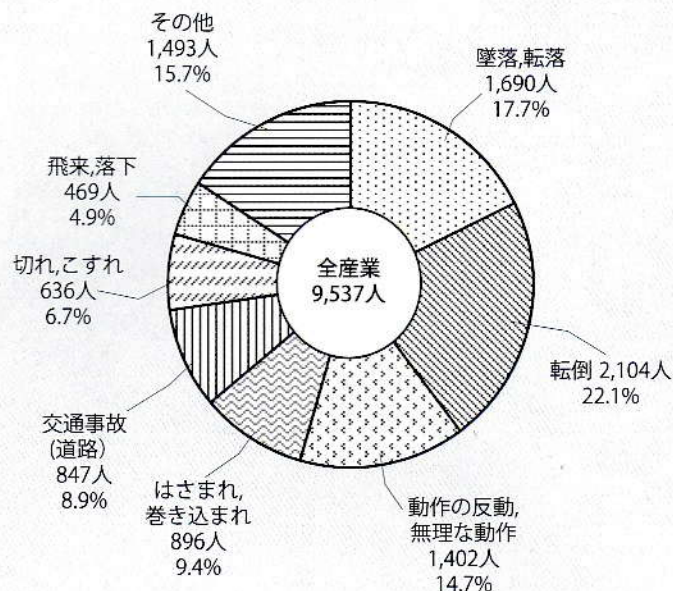
誰もが安心して健康に働くことができる 社会を実現するために

転倒、墜落・転落災害をなくそう！

東京の労働災害（業種別）
休業４日以上死傷者数（平成２３年）



左の死傷者の「事故の型別」内訳



東京都内では、労働災害による休業４日以上死傷者は毎年、約９，５００人に上り、このうち、毎年約７０人の方が死亡しています。また、墜落・転落、転倒による災害が、全体の約４割を占め、転倒災害といえども、発生場所によって、死亡災害となるなど、重篤な災害となる場合が少なくありません。働く人の高齢化に伴い、転倒災害は増加傾向にあります。

全国的にも、東京都内でも、平成２２年、２３年、２４年と３年連続して死傷災害が前年を上回っています。労働災害は、一瞬にして、働く人の生命あるいは身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、危険要因を取り除き、労働災害のない職場環境を作っていく必要があります。災害の起きにくい職場環境は従業員ばかりでなく、出入りの取引業者やお客様、老若男女を問わず、身体障害者にも安全・安心をもたらし、職場や企業を活性化します。

職場の階段・通路や作業場所に、墜落や転倒の原因となる危険箇所がないかなど、いつも整理、整頓、清潔、清掃（４Ｓ）が保たれているか、皆で点検し、安全について話し合ってみましょう。

平成２５年度は第１２次労働災害防止計画（５年間）の初年度です。



東京労働局 ・各労働基準監督署

目で見える「転倒、墜落・転落の危険のある作業」と安全対策事例



危険例①
荷物を持って降りているため、足下が見にくい状態である。そのため、階段の踏み面を確認ができず、転落する危険がある。



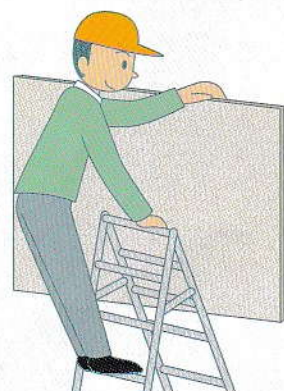
危険例②
両手で作業して、脚立に横乗りしている。よって、体の重心が脚立から離れた状態であり、体のバランスを両足のみで支える姿勢である。そのため、脚立の転位等により、脚立から転落する危険がある。



危険例③
調理場の床面が油等で濡れているためすべり易くなっている。また、靴底にすべり止めがない履物である。さらに食器等を持っているため、床面の確認ができない状態である。



危険例④
はしごの転位防止の措置がない。また、体の重心が、はしごの位置より外側にある。そのため、はしごが横に倒れるとともに、墜落・転落する危険がある。



(注)体の3点支持と脚立の安定確保のため、脚立の上から2段目までの踏み面は使用禁止している。

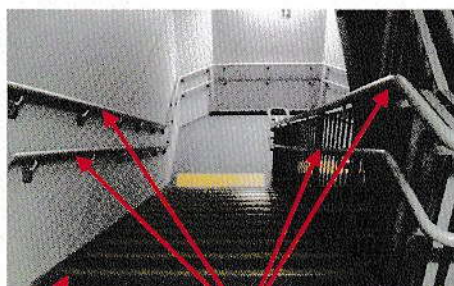
安全対策例①
脚立の上から3段目の踏み面に両足で立っており、片手で脚立上部を握っている。よって、両足と片手の3点支持で作業姿勢が安定している。



安全対策例②
危険例②と同様に両手作業である。しかし、脚立の正面に体を接して作業をしている。よって、両足と体の3点支持により、作業者の体の重心が脚立上にあり、かつ体のバランスを維持できる姿勢である。



安全対策例③
身体の両側に手すりや幅広の踏み面が設けられている。また、手掛かり用手すりのある改良型の脚立を使用している。



安全対策例④
転倒防止のための手掛かり用手すりの設置が有効です。各踏み面の段鼻(黄色の箇所)の色とすべり止めの効果により、すべりや踏み外し防止になっている。



安全対策例⑤
はしごの転位防止が行われた上で、体の重心がはしごの位置にあるため、はしごの安定が確保されている。

上の危険例②・④と安全対策例①・②・⑤
資料出所：The RoSPA Occupational Safety & Health Journal December 2005
(中央労働災害防止協会ホームページより)

東京都内では、平成23年と24年の2年間に於いて、はしごに起因する死亡者が8人に上っています。

①はしごをその作業で使用する事の適否

- ・ 可能な限り、高所作業を避ける。次に、高い場所からの墜落を防止する措置を検討すること。
- ・ もし高い場所での作業が必要なら、ほかに利用できる作業用具と比べて、はしごがもっとも適切な作業用具であるかどうかの正しい判断が必要である。この判断にあたって、リスクアセスメントの優先順位的な考え方をを用いる。

②はしごを使う場合の器具の選定

- ・ 活線近接作業など電気の使用が不可欠な作業では、必ず非導電性のはしごや脚立を使用すること。
- ・ ガラス窓や樋など、上部の「もろい」個所にはしごを立てかけることが不可欠な作業では、固定器具(広げて使う補助用)棒か、スタンドオフ(はしごを離して使用する)器具のあるはしご(図1)を使うこと。

③はしごの設置方法

- ・ はしごが75度(4対1の割合)の適正角度で、堅固な地面、または(板を使用するなどして)荷重が均一にかかる場所に立て掛けること(図2)。
- ・ はしごの転位を防止するために必要な措置を講ずること。
例 適当な位置で、はしごを結びつける(はしご両側の縦桟が縛られていることの確認)。なお、以上の措置が可能でなければ、有効なはしご固定具で補強されたはしごを使用する。
ただし、脚部を固定することは、最後にとるべき方法で、他の方法を使用するのが可能であるなら、この方法は避けるべきである。
- ・ はしごについては傾斜地に設置することは避けること。
- ・ 汚れがなく固い表面(敷板、敷石、床など)に汚れ(油、コケ、落ち葉くずなど)がなく、(砂や包装素材など)モノの散在がなく、はしごの脚部分が床に固定していること。
- ・ 建設用足場など可動する場所には設置しないこと。

④はしごを使用する場合の安全な作業方法

- ・ 高さが2m以上の個所で作業する場合には墜落防止のため安全帯を使用すること。
- ・ 同じ位置においては、短時間で行う。最長でも30分以内。
- ・ 作業中は、ベルトバックル(体の中心)が、はしごの縦桟内にいつもあるようにして、両足を同じ踏棧に乗せた上で、3点支持(手と足)によること。
- ・ 工具の肩掛けベルトなどを使い、手にもものを持ってはしごを登ることを避ける。
はしごで何かを運ばなければならないとき、片手はハンゴをつかめるように空けておくこと。
- ・ はしごの上で、少しの時間でも、手でつかむものがない場合、安全帯の使用など墜落防止のため、ほかの手段を講ずること。
- ・ 上から3段の踏棧は使わない。
- ・ 昇降に使用するとき、降りる地点よりはしご上部が少なくとも60cm以上にあるように置き、縛りつけること。ほかに、安全な手すりを設置する。

図1

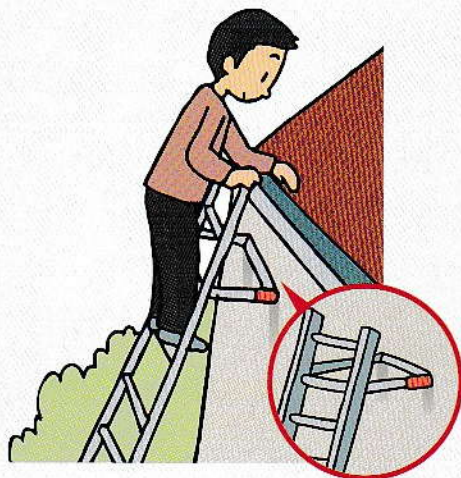
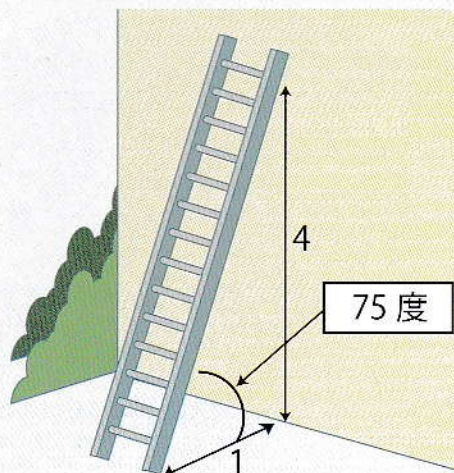


図2



資料出所: The RoSPA Occupational Safety & Health
Journal December 2005
(中央労働災害防止協会ホームページより)

あなたの職場はあんぜんですか。

○、× で点検してみましょう

- ☐ 1 労働災害防止や健康確保のために安全衛生管理の責任者が決められていますか。

ポイント 本社、支店、店舗等の事業場毎に、業種と規模によって、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任が必要です。

- ☐ 2 工作中的事故や災害にあわないように、安全衛生教育が毎年行われていますか。

- ☐ 3 職場の4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動が行われていますか。

- ☐ 4 作業に潜んでいる危険を予知し、災害防止のためのポイントを考え、作業前に作業グループ全員で意識を高めるため、指差し呼称で復唱するなどにより、作業手順を確認するKY(危険予知)活動を行っていますか。

- ☐ 5 職場の安全点検やKY(危険予知)活動などを通じて職場の潜在的危険性・有害性を調査し、設備や作業方法の改善により、危険性・有害性を取り除く活動（これらの活動を「リスク・アセスメント」と言います。）を行っていますか。

- ☐ 6 通路や階段などにおける墜落・転落、転倒防止の措置が行われていますか。

(1) 段差や障害物のない通路ですか。

ポイント 段差が小さいほど気づきにくく、つまずきやすくなります。

(2) 階段の通行は安全ですか。

ポイント ① 階段での転落、転倒を防止するためには、墜落防止用の柵や手すりだけでなく、手掛かり用の手すりが必要です。手掛かり用の手すりがあれば、手を添えて上り下りでき、とっさの時も体を支えることができます。

② 急いで通行すると転倒、転落の危険が高くなり、特に下るときが危険です。

例えば、荷物を持っていると、足元を確認しづらくなり、転倒の原因となります。

(3) 適切な明るさを確保していますか。

ポイント 事務所や作業場所に比べて暗い場合、暗さに目が慣れないため、つまずき等により転倒する危険性が高くなります。

(4) 滑りにくい床面を採用していますか。又はすべり、つまずきを予防する履物を使用していますか。

ポイント 加齢による身体機能の低下により、歩行中に爪先が上がらなくなり、つまずきの危険性が高くなります。

(5) 通路や作業箇所に障害物、水や油濡れ箇所はありませんか。

ポイント 汚れのない乾いた床面を維持することは、すべり防止のために有効です。

- ☐ 7 脚立、はしご、作業台を用いて作業するときは、安全な使用方法による作業が行われていますか。(注 はしごの安全な作業方法については3ページにあります。)

- ☐ 8 あなたはスポーツや体操など運動を毎日又は定期的に行っていますか。

ポイント 毎日(週に3日程度でも)運動することにより、加齢に伴う身体的機能の低下の抑制につながります。その結果、身体機能を維持することにより、作業行動に伴う「つまずき、すべり」による転倒、墜落・転落災害の予防効果が得られます。

- ☐ 9 あなたは法令に基づく定期健康診断を受けていますか。